

雇用関係によらない働き方・ フリーランスの実態と課題

岩崎 明日香

政府の推計では現在、フリーランスは462万人とされる。国勢調査で1985年と2015年を比較すると、女性の多い産業全体では雇用者が増える一方で「雇人なし業主」は減少傾向にあるが、従来からフリーランスなどの働き方が多かったと思われる職種のうち、デザイナーやインストラクター等の職業スポーツ家、記者・編集者などでは、女性の雇用者も増えつつ一定の非雇用化が進行してきた。政府は「多様で柔軟な働き方」を「女性活躍」と結びつけ、女性が育児等と両立しやすい働き方だと喧伝してきたが、労働法上の保護の外に置かれた女性フリーランスは、雇用労働者以上に多くの困難を抱え込まされてきた。その矛盾がコロナ危機で一斉に噴出し、さらには政府の給付金や支援制度の中にはフリーランス女性に対する差別と言うべき問題がある。同時にこの間、偽装雇用を強いられてきた女性たちが立ち上がり、団体交渉を通じて直接雇用への道を開くなど、現状を変える動きも生まれている。

はじめに

近年、世界中でギグエコノミー（インターネット上のウェブサイトやスマートフォンのアプリ等のプラットフォームを通じて単発の仕事を受発注する形態）が普及し、日本でも日常の風景になりつつある。以前から、実態は労働者であっても企業が使用者責任を逃れるために「名ばかり事業主」扱いする状況はあったが、そうした偽装雇用も含む雇用によらない働き方が広がっているにも関わらず、そのもとで働く人の保護や社会的条件の整備は大きく立ち遅れたままだ。コロナ危機の今その矛盾が噴き出しており、特に女性のフリーランスは政府による諸支援制度の中でも際立って差別的な立場に置かれている。

ILOの雇用関係に関する勧告（2006年）は、偽装雇用が起きやすい職業・部門では女性の労働者が多いという問題を指摘し、その対策と実効性

を担保するための明確な政策を持つこと（6項）、また、労働機関等が雇用関係について「女性の労働者の占める割合が高い職業及び部門には特別の注意を払う」（16項）ことを求めている。本稿では、女性の割合が高い職種におけるフリーランス化の進行の状況も見つつ、コロナ危機の前後で明らかになった女性フリーランスの実態と課題について考えたい。

1 フリーランスの人数推計について

日本で雇用によらない働き方はどの程度広がっているのか。プラットフォーム企業のランサーズは2015年から毎年調査を行い、21年版では1,670万人と推計しているが、これは「過去12か月に仕事の対価として報酬を得た全国の20歳以上の男女」を対象にした広い定義であり、雇用労働者が副業として単発の仕事を受け負う「副業系すきまワーカー」（439万人）が約3割を占め、その

うちの56%は年収10万円以下である¹。

政府が「働き方改革実行計画」の策定以後、実態把握の中心的な対象とした範囲は上記ほど広くない。19年に厚生労働省が「雇用類似の働き方の者」、中小企業庁と内閣府が「フリーランス」の人数試算を行い、20年5月には内閣官房による統一調査（関係省庁連携）の結果が発表された。そこでは「フリーランス」を、①自身で事業等を営んでいる②従業員を雇用していない③実店舗を持たない④農林漁業従事者ではない（※法人の経営者を含む）——とした上で、462万人（本業214万人、副業248万人）と推計している²。これらの調査は始まったばかりであり、フリーランスに関する直接的な公的統計はまだ無いため、長期の推移や女性フリーランスの増減の全体像は

表 雇用的自営等の変化

		音楽家（個人に教授する者）			家事サービス業			個人教師（学習指導）			デザイナー		
		1985年	2015年	85年比	1985年	2015年	85年比	1985年	2015年	85年比	1985年	2015年	85年比
		人数	割合		人数	割合		人数	割合		人数	割合	
女性	女性総数	83,038	61,430	74%	93,624	21,660	23%	65,895	90,050	137%	51,257	90,630	177%
	雇用者	28,097	16,170	58%	49,664	12,010	24%	20,119	60,300	300%	41,132	65,430	159%
	雇人のない業主	52,264	41,810	80%	43,960	9,510	22%	35,258	14,640	42%	4,796	17,470	364%
		63%	68%	108%	47%	44%	94%	54%	16%	30%	9%	19%	206%
男性	男性総数	7,388	8,900	120%	1,910	1,790	94%	75,242	101,990	136%	76,085	103,200	136%
	雇用者	1,570	1,970	125%	1,723	650	38%	33,951	79,810	235%	48,752	58,750	121%
	雇人のない業主	4,950	5,860	118%	187	1,090	583%	31,919	13,810	43%	14,179	28,560	201%
		67%	66%	98%	10%	61%	622%	42%	14%	32%	19%	28%	149%
男女計	総数	90,426	70,330	78%	95,534	23,450	25%	141,137	192,040	136%	127,342	193,830	152%
	雇用者	29,667	18,140	61%	51,387	12,660	25%	54,070	140,110	259%	89,884	124,170	138%
	雇人のない業主	57,214	47,670	83%	44,147	10,600	24%	67,177	28,440	42%	18,975	46,030	243%
		63%	68%	107%	46%	45%	98%	48%	15%	31%	15%	24%	159%
女性の割合		92%	87%	95%	98%	92%	94%	46%	46%	100%	40%	46%	115%
		職業スポーツ家（個人に教授する者）			文芸家、著述家			俳優・舞踏家・演芸家（個人に教授する者）			記者、編集者		
		1985年	2015年	85年比	1985年	2015年	85年比	1985年	2015年	85年比	1985年	2015年	85年比
		人数	割合		人数	割合		人数	割合		人数	割合	
女性	女性総数	17,209	55,500	323%	7,371	10,560	143%	10,450	15,740	151%	16,287	28,670	176%
	雇用者	14,994	44,180	295%	2,821	2,000	71%	2,253	6,060	269%	14,255	21,700	152%
	雇人のない業主	1,610	8,570	532%	4,229	8,050	190%	6,584	6,450	98%	1,394	5,680	407%
		9%	15%	165%	57%	76%	133%	63%	41%	65%	9%	20%	231%
男性	男性総数	19,187	47,570	248%	19,663	14,730	75%	3,609	5,360	149%	71,989	50,060	70%
	雇用者	16,042	34,910	218%	5,316	1,610	30%	1,164	1,270	109%	62,278	40,010	64%
	雇人のない業主	1,733	8,370	483%	12,636	11,510	91%	1,657	2,840	171%	3,955	5,860	148%
		9%	18%	195%	64%	78%	122%	46%	53%	115%	5%	12%	213%
男女計	総数	36,396	103,060	283%	27,034	25,290	94%	14,059	21,090	150%	88,276	78,730	89%
	雇用者	31,036	79,090	255%	8,137	3,610	44%	3,417	7,330	215%	76,533	61,710	81%
	雇人のない業主	3,343	16,940	507%	16,865	19,560	116%	8,241	9,290	113%	5,349	11,540	216%
		9%	16%	179%	62%	77%	124%	59%	44%	75%	6%	15%	242%
女性の割合		47%	53%	113%	27%	41%	152%	74%	74%	100%	18%	36%	200%

出所：総務省「国勢調査」時系列データより作成

わからない。ただ、国勢調査では「雇人なし業主」全体の人数は減少傾向にあり、小売店主や製造業等では減っているが、特定の発注者に依存する「雇用的自営業等」の人数は増加傾向にあり、その割合も高まっている³。

そこで、女性が多い産業の傾向をみるために国勢調査で1985年と2015年を比較したところ、女性が5～6割を占める宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、卸売・小売業のすべてで女性雇用者が増え、「雇人なし業主」は減少傾向を示していた⁴。また従来から「雇用的自営業等」が多かったと思われる職種⁵に関して、雇用者数と「雇人なし業主」の人数の差について比較し、2015年の女性「雇人なし業主」が多い8つの職種の傾向を見た（表）。その結果、以下の

特徴が見てとれる。

①もともと9割超を女性が占めた職種では、総数は30年前と比べて大きく減った。個人に教授する音楽家（ピアノ教師など）は男女計で2万人以上減ったが、女性「雇人なし業主」はなお4万人を超え、その割合も高まっている。家事サービスでは女性「雇人なし業主」は5分の1に減ったが、それでも約1万人となっている。

②30年前に比べて総数が増え、女性「雇人なし業主」の割合が高まった職種は、デザイナーと個人に教授する職業スポーツ家（ヨガインストラクターなど）である。いずれも雇用者も増えたが、同時に「雇人なし業主」の比重が高まり、特に女性の伸びが著しい。

③記者・編集者は男性雇用者が減り、女性は雇用者も増えたが女性「雇人なし業主」が4倍化し、男性「雇人なし業主」とほぼ同数である。男女計では雇用者の割合が9割に下がり、「雇人なし業主」が9割に上昇するなど非雇用化が進行し、特に女性でそれが目立っている。

以上の範囲では、従来から「雇用的自営」が多い職種で、この30年間で女性雇用者の増加とともに、一定の非雇用化が進んできたといえるが、これは全体のごく一部であり、非正規雇用として働きつつギグワークで収入を補っている実態などはほとんど反映されていない。また、日本でギグエコノミーが急拡大し、安倍政権がフリーランスの拡大を前面に掲げたのは2010年代後半からであり、現在はさらに非雇用化が進んでいる可能性がある。

2 女性フリーランスの実態——コロナ危機以前から続く問題

フリーランスは労働法上の保護から排除されているため、低収入、長時間労働、性差別、ハラス

メント、発注者・仲介事業者の一方的な不利益変更、傷病や契約打ち切りによる経済的困窮など、就業をめぐるリスクが大きい。女性の雇用労働者も低賃金・不安定雇用、セクシャルハラスメント、育児など家庭におけるケアと仕事の両立は大きな問題であるが、フリーランスの女性にとってもそれらは以下のような形で現れている。

（1）産前産後・育児休業も収入の保障もなく、認可保育園にも入りにくい

「働き方改革」の鍵だと位置付けられた「多様で柔軟な働き方」は、繰り返し「女性活躍」と結びつけられてきた。「一億総活躍プラン」（16年6月）では「働き手一人ひとりが介護や出産・育児など自らのライフステージに合った柔軟な働き方を選択できる社会」を目指すとし、厚労省「働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために懇談会報告書」や「働き方改革」実行計画（17年）でも基調は共通している。経産省「雇用関係によらない働き方」研究会（16年11月～17年3月）では計6人のフリーランスからのプレゼンテーションが行われたが、そのうち4人が女性、3人は子育て中だった。非正規雇用と同じくフリーランスも「女性が子育てと両立しやすい働き方」という名目で拡大を図られてきた。

育児や介護との両立を期待してフリーランスを選ぶ人はどのくらいいるのか。参考として就業構造基本調査（17年）をみると、正規雇用から自営業主への転職理由のうち、男性は「定年」が最多（21.6%）で8番目に「介護・看護」（3.3%）、9番目に「結婚」（2.0%）、13番目が「出産・育児」（0.5%）だが、女性は最多が「結婚」（16.7%）、次に「出産・育児」（14.7%）である。29歳以下では「結婚」21.5%、「出産・育児」12.5%、30～49歳では「結婚」20.8%、「出産・育児」20.3%と、その2つが3～4割を占める。

実際にフリーランスの女性が子育てをする場合、現行の法制度等のもとでは困難が多い。雇用労働者であれば、産前・産後休業（労基法 65 条）、育児・介護休業（育児介護休業法）が定められ、一定の要件を満たせば出産手当金や育児休業給付金が支給され、社会保険料も産休・育休期間中は免除される。フリーランスは産前・産後休業や育児・介護休業の対象外で、出産手当金も支給されていない場合が多い。社会保険料は、国民年金保険料については 19 年 4 月から産前産後 4 カ月間が免除になったが、国民健康保険料・介護保険料は免除にならない。そのため、健康リスクを負ってでも出産後の仕事復帰を早めざるを得ないケースが生まれている。さらに、雇用労働者以上にフリーランスの家庭は認可保育園に入りにくいという問題も大きい。

当事者団体「雇用関係によらない働き方と子育て研究会」による緊急アンケート（17 年 12 月、回答 364 人）では、産後 2 カ月以内に仕事に復帰した人が 59%、産後 1 カ月以内が 44.8% となっており、産後 8 週間という労基法の規定に照らしても衝撃的な実態である。また、63.1% が扶養でなく自身で健康保険料を納付しているのに、出産手当金の給付を受けたのは 2 割弱に過ぎない。認可保育園に入らず他の託児サービスを月額 5 万円以上出費した人は全体の約 3 割だった。同会はフリーランスを対象とした産前産後休業中のセーフティネットや、保育における公平性の担保のための制度を政府に求めている（18 年 2 月）。

こうした実態がすでにある以上、認可保育園の増設・保育士の処遇改善をはじめ、政治の責任で待機児童をなくすための抜本的な対策をすすめることなしに、財界・政府がいくらフリーランスやテレワークが育児のしやすい働き方だと喧伝しても、絵に描いた餅にすぎない。

（2）最低報酬の保障なき使い捨て労働

内閣官房による統一調査（20 年）では、主たる生計者が本業として行うフリーランスの年収（収入から必要経費等を差し引いた所得の額。社会保険料・税を差し引く前の額）は、200 万円以上 300 万円未満の人が最多（19%）となっている。女性のみの結果は不明だが、前出の「雇用関係によらない働き方と子育て研究会」のアンケートでは、月の平均収入（社会保険料・税を差し引く前の額面）が 15 万円未満の人が 32.9% を占め、15 万円以上 30 万円未満の人が 25.8% と、合わせて約 6 割を占める。社会保険料・税の負担をふまればなおのこと、最低生計費が保障されない人が少なくない実態が窺われる。

フリーランスには最低賃金法が適用されない。家内労働法が定める最低工賃も物品の物理的な製造・加工を対象としており、データそのものの作成や入力、収集などには適用できない。そのもとでギグワークが普及したため、プラットフォームを介した使い捨て労働がさらに増え、記事や翻訳の文字単価、イラスト等の単価切り下げを加速させ、各分野の相場全体の低下が危惧されている。16 年にはインターネット上の記事等を集めた「まとめサイト」で大量の無断引用や著作権侵害が発覚したが、背景にはギグワークで経費を削減しつつ、大量の記事作成で広告収入を得るという運営企業の方針があった。

廉価での発注の主要なターゲットとされているのが女性である。大手プラットフォームのウェブサイトでは「主婦・女性大歓迎」と銘打ったものが目に付く。「時間単価制」の仕事もあるが、その最も安い水準は「時間単価 700 ～ 1000 円」で設定されており、実際に「時給 700 円」で働き手を募る発注者もいる。「時給 700 円」の発注は少なくとも 2016 年からあった。当時最も低い水準

の最賃は時給714円だったが、労働組合をはじめ運動の力で現在は790円に引き上げられている。最賃自体も中小企業支援と一体で速やかに引き上げる必要があるが、雇用によらない働き方の場合、それさえ適用されないため、5年以上経っても「時給700円」の仕事が発注され続けている。

あるフリーライター・編集者の女性は、「時間単価制」の仕事を請け負った際、発注者の指示を受け、時間管理用のアプリを自身のパソコンに導入した。これはプラットフォームが提供するアプリで、受注ワーカーのパソコン画面を一定の頻度で撮影したり、キーボードの打刻回数などを記録したりするものである。彼女は「オフィス労働で同僚や上司に見られているの数百倍のプレッシャーがかかるため作業効率が落ちる。作業効率が落ちたことで『在宅労働者は使えない』と判断されることがある」と語っていた。彼女は以前雇用労働者として働いていたが、長時間労働とハラスメントで体を壊し、パニック障害を発症したためオフィス勤務が困難になり、フリーランスにならざるを得なかった。最低報酬の歯止めがないままでは、過労などのリスクが再び高まる。ガイドラインだけではこの状況は変わらない。最低報酬を保障する実効性のある規制が必要である。

(3) ハラスメント

日本俳優連合、M I C（日本マスコミ文化情報労組会議）フリーランス連絡会、プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会の3団体による調査(19年8月、回答828人)は、フリーランスのハラスメント被害を告発している。調査では、61%がパワーハラスメント、35%がセクシャルハラスメントを受け、4割の人が被害を受けても相談できなかったと回答。「映画のキャスティング後に、撮影までの間にセックスを強要された」など深刻な被害もあり、レイプされた人も37人

(5%)にのぼる。厚労省の検討会でも、セクハラ・パワハラを受けた独立自営業者の7割が未解決で、他のトラブルと比べても未解決の割合が高いという資料が出されており、被害者のケアと再発防止・根絶のための対策が求められる。

ハラスメントに関する責任を企業に認めさせる上で、フリーランスや名ばかり事業主の場合はその困難が増大する。あるバスガイド女性が受けたハラスメントの事例では、雇用関係の有無が焦点となった。バス業界では2000年頃から規制緩和が進み、ガイドの非正規化・非雇用化が進行したが、上司のハラスメントで長期の自宅待機と無給を強いられた女性が提訴した争議では、実態は労働者であったにも関わらず、会社側が「フリーガイドだった」と主張。地裁判決では女性は労基法上の労働者に該当せず、ハラスメントを認めないとする不当判決が出された(13年、大分地裁)。

19年のILOのハラスメント禁止条約はフリーランスも保護の対象としている。日本で関連法の改定が行われた際、フリーランスはハラスメント防止措置義務の対象に含まれなかった。付帯決議でフリーランスについて対策の必要性が言及されたが、厚労省のパワハラ防止指針では「必要な注意を払うよう配慮」との表現にとどまり、実効性がない。ILO条約の速やかな批准と国内法改正が必要である。

3 コロナ危機が浮き彫りにした女性フリーランス差別

平時でも不安定な立場で、さまざまな矛盾を「自己責任」として負わされてきたフリーランスは、コロナ危機に際して補償や支援から抜け落とされている場合が多い。政府は「多様で柔軟な働き方」とフリーランスの拡大を唱えながらも、実際にそうした働き方で社会の各分野を支えてきた人々に

対して、あまりに貧弱で差別的な支援や補償しか実施してこなかった。企業もフリーランスに対する責任を果たさず、居直る事例が後を絶たない。

観光産業では、非雇用化の進行でフリーランスとして働かざるを得なかった女性バスガイドたちが、会社から休業手当が払われず、休業支援金の対象にもならなかった。ある女性は閑散期に別のパートで生計を支え、その職場で社会保険に加入していたため持続化給付金からも対象外とされた。どの制度も使えず仕事の見通しもなく、自死に追い込まれた女性も複数いる。規制緩和とフリーランス拡大を推進し、偽装雇用を放置してきた政治の責任は重い。

そもそも政府はコロナ危機の当初、フリーランスを支援の対象と見なしておらず、当事者や労働組合の運動がその姿勢を変えさせてきた。それ自体が画期的だが、給付金や支援制度の中にはフリーランス差別、特に女性のフリーランス差別と言わざるを得ない問題がある。

(1) 休校等対応給付金

小学校休業等対応助成金および小学校休業等対応支援金は、雇用労働者が休校のため仕事を休まざるを得ない場合、その企業に1人1日あたり最大8,330円の助成金を、フリーランスなど個人事業主には4,100円の支援金を支給する制度として開始された。4,100円という金額には何の根拠もなく、仮に最賃で計算しても4時間分程度にしかない。その後、上限額は雇用労働者1万5,000円、フリーランス7,500円に引き上げられたが、金額の差別は温存された。保護者が自宅で仕事をしながら、特に年少の子どもの育児をすることがいかに大変か、また、子どもの健康と安全や学ぶ権利を守る上でも極めて難しいことは、緊急事態宣言を通じて多くの保護者が身をもって体験したはずだ。根拠なき女性フリーランス差別は早急に

是正すべきである。

(2) 持続化給付金における被扶養者・被雇用者除外

持続化給付金は当初、売り上げを事業収入として確定申告し、前年同月比で売り上げが5割以上減少した事業者が対象だった。フリーランスの多くは、報酬支払者の都合や税務署の指導などで、主な収入を給与所得や雑所得として申告しているため事実上使用できなかった。運動と野党の論戦で対象は広がったが、今度は事業収入が1円でもあれば弾かれ、事業収入と雑所得・給与所得の混在が珍しくないフリーランスの実態に沿わないものだった。

加えて、特に女性にとって重大なのは、被扶養者と被雇用者（国民健康保険証を持っていたとしてもパートなどで雇用による収入が継続的にある人も含む）は、主な収入を雑所得・給与所得として申告している場合、制度の対象外とされたことだ。

これに対する女性たちの怒りの声が「持続化給付金対象外の所得区分を対象に求めるフリーランスの会」のウェブアンケート（20年6月、回答501人。被扶養者44.7%、女性68.5%、被雇用者39.7%）に寄せられている。

「私は被扶養者ですが配偶者の収入は高くなく、夫婦で働かないと生活は成り立ちません」（演奏家）、「被扶養者ですが、私の収入で大学生の娘の学費を賄っています。夫の扶養内で働く妻は、小遣い稼ぎで働いているとでも思っているのでは？」（個別教室講師）、「育児中のため仕事を減らして夫の扶養に入っていたのですがコロナでまさかの仕事ゼロ」（アニメーション美術）、「配偶者のいる女性を対象から締め出そうとする政府の意図を感じる。誇りを持って仕事をしている女性の正当な権利を認めてほしい」（通訳案内士）など痛切である。

持続化給付金そのものも1回限りで終わらせず、再支給が必要である。そして制度に組み込まれた理不尽な被扶養者・被雇用者差別を今度こそ取り除かなければならない。

（３）休業補償を求め、直接雇用にも道を開く ——ヤマハ英語講師ユニオン

この間、文化・芸術分野をはじめ、さまざまな職場でフリーランスとして働いていた女性たちが立ち上がり、現状を変える動きも生まれている。

ヤマハ提携の楽器店では、ヤマハミュージックジャパンと委任契約を結ぶ個人事業主として働く英語教師が全国に約1,200人いる。勤務時間・場所、指導方針をヤマハ側から指示されるなど実態は労働者であるのに名ばかり個人事業主として扱われ、コロナによる休講・減収に対しては、会社から月額報酬の2割程度の「見舞金」が出たきりだった。ヤマハ英語講師ユニオン（18年12月結成）は、毎月6割以上の休業補償を会社に要求して交渉を重ね、メディアを通じて社会的にも告発。その後、21年度中を目標に全国で運営する英語講師に雇用制度を導入する方向で会社と大筋合意し、直接雇用にも道を開く成果を勝ち取った。音楽

教室でもSNSでつながった女性たちがヤマハ音楽講師ユニオンを結成した。

職場のたたかいを後押しする上でも政治の役割が重要である。20年2月、名ばかり事業主の実態をつきつけた質問に対し、当時の安倍首相は権利ゼロの働き方が広がることを「決しているとは思っていない」と答弁した⁶。労災保険の特別加入の対象がフリーランスの芸能従事者・アニメーション制作従事者に拡大されるなど前進もあるが、フリーランス拡大を掲げながら保護のスピードは遅く不十分という根本的問題を改めなければならない。

国際的にはギグワーカーの労働者としての権利を認める司法判断が相次ぎ、保護拡大のためのさまざまな施策が進みつつある。日本で長年、労働者性についての狭い判断のもととなっていた労働基準法研究会（労基研）報告の基準（85年）も、ようやく政府による検証が始まった。今こそILO「雇用関係に関する勧告」をふまえ、また、戦後労働法の出発点にも立ち返って、労働者性を広くとらえた中身となるよう変えるべきである。

（いわさき あすか・会員、女性労働研究部会）

- 1 他の内訳は「複業系パラレルワーカー（雇用形態に関係なく2社以上の企業と契約ベースで仕事をこなす）」373万人、「自由業系フリーワーカー（特定の勤務先はない独立したプロフェッショナル）」308万人、「自営業系独立オーナー（個人事業主・法人経営者で、1人で経営しているオーナー）」551万人。ランサーズ「フリーランス実態調査」2021年版より。
- 2 同じ定義で推計を比較すると、19年の内閣府調査341万人（本業228万人、副業163万人）、厚労省調査367万人、中小企業庁調査472万人（本業324万人、副業148万人）。内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」より。
- 3 内閣府政策統括官「政策課題分析シリーズ17 日本のフリーランスについて」（19年7月）によると「雇用的自営等」は85年128万人（雇人なし業主全体に占める割合18.7%）、15年164万人（同41.5%）。
- 4 女性が約8割を占める医療・福祉は総数が259万人から703万人へ2.7倍化し、女性「雇人なし業主」も16,315人から24,680人へ1.5倍化した。それ以上に雇用者の伸びが大きく、女性「雇人なし業主」の割合は1%未満となっている。
- 5 「雇用的自営」が多いと思われる職種は岩田克彦「雇用と自営、ボランティア—その中間領域での多様な就業実態と問題の所在」（『JILPT Discussion Paper Series 04 - 010』2004年6月）を参考にした。
- 6 20年2月8日の衆院予算委員会での笠井亮衆議院議員の質問に対する答弁。